

独り歩きしている“温泉”

酒井幸子¹⁾

Hot Springs “Misunderstood”

Yukiko SAKAI¹⁾

1. 温泉法の制定

昭和 23 年 7 月に温泉法が制定、施行されてから 60 年が経っています。しかしながら、我が国の温泉の歴史が 60 年というわけではなく、温泉法が制定される以前から温泉は生活に密着した形で、長い年月利用されてきました。その民間主導の歴史の長さ比べ、温泉法で規定されてからの歴史的な時間は短く、そのために、従来からあった温泉文化的なものに対して、後からできた温泉法は後追いで、国民の感覚とずれている部分があると感じています。歴史的に認知されている“温泉”と後から温泉法で規定された“温泉”にずれがあり、一向にそのずれは埋められていません。

現在、温泉という言葉は様々な使われ方をしています。例えば、一例を挙げますと、「天然温泉」という言葉は良く使用されています¹⁾。加工（例えば加水や加熱）されていない温泉、自然湧出泉、あるいは温泉法で規定されている温泉などを表現しているように推察されますが、つまり、「天然で無い温泉」の存在を強く印象付けています。「天然温泉マーク」もありますが、天然温泉の対極にあるのはどのような温泉なのでしょう？それは温泉という表示ができるものなのでしょう？

また、「鉱泉」という用語があります。温泉法には鉱泉という用語は出てきません。巷では温度（水温）の低い温泉を鉱泉と言っているようですが、現在の温泉行政では、25℃未満の温泉を冷鉱泉と分類しています。環境省自然環境局が作成した「鉱泉分析法指針」には、鉱泉*の定義として、泉温は無関係であることがはっきり記述されています。行政が後追いで定義した用語が多くの人々に浸透していません。

ところで、温泉法を所管している環境省自らが歴史的な意義はともかくとして「鉱泉分析法指針」と「鉱泉」という用語を使用していることも理解し難いことの一つです。

また、温泉を利用する者は、温泉の効能・効果を信じています。温泉には健康に良いという積極

¹⁾ (社)群馬県温泉協会 〒371-0026 前橋市大手町 2-1-1. ¹⁾ Gunma Spa Association, 2-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma 371-0026, Japan.

* 鉱泉とは、地中から湧出する温水および鉱水の泉水で、多量の固形物質、またはガス状物質、もしくは特殊な物質を含むか、あるいは泉温が、源泉周囲の年平均気温より常に著しく高いものをいう。

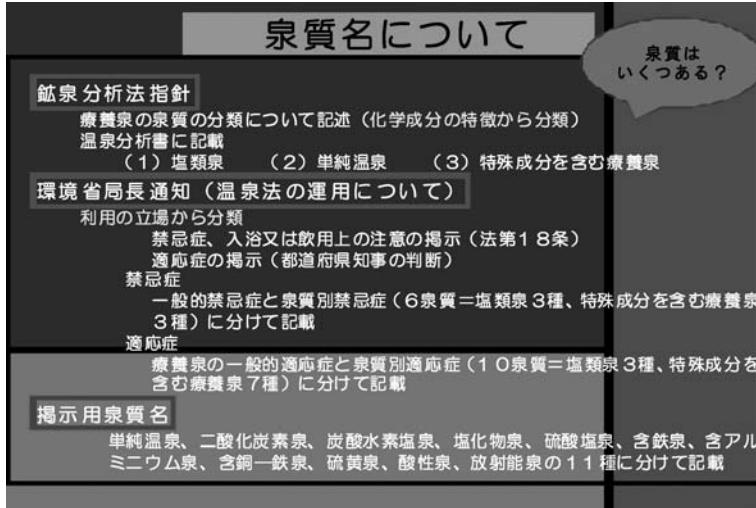


図 1 泉質名について

的なイメージがあります。

しかしながら、温泉行政では利用に際して「禁忌症及び入浴又は飲用上の注意」が法律で規定された必須揭示事項であり、適応症はいわば参考事項となっています。利用者が温泉に対して期待するものと、温泉法が目指しているものは一致していません。温泉の効能・効果を強調すれば、その医学的根拠（エビデンス）を示さなければならないというジレンマや薬事法との絡みが見て取れます。「特に治療の目的に供しうるものを療養泉」とし、療養泉に対して泉質を分類し、適応症を揭示していることなど、ほとんど知られていません（図1）。そのために、療養泉に該当していない温泉が「本当の温泉ではない」などと表現されてしまうことさえあります。

簡単に表現すれば「病気に効く、疲れが取れる」という利点でその近郊にある水とは異なるという経験から珍重されていたものが古来の湯治として使われていた温泉と思われる。一方、法律とは非情な側面があり、温泉法第2条の別表に示されている値にわずかでも達していなければ「温泉」に該当せず、温泉と標榜すれば違法（ただし、温泉法でなく「不当景品類及び不当表示防止法」に違反）で、適応症を標榜しても違法（ただし、温泉法ではなくて「薬事法」に違反）と扱われます。そういった意味で、長い歴史の中で地域の人々に愛されていた鉱泉宿が廃業に追い込まれた例は昭和40年代に入っても見うけられました。温泉法第2条の温泉の限界値は、我が国の実状に合った学問的（地球化学や医学から見て）に裏付けのある数値でもなさそうで、「昭和23年から国が“温泉”とはこういうものにします」と国民に示したものと考えたほうがよさそうです。

2. 行政の立場から

今回依頼されたように、行政の立場から“温泉”を論じるとなると、「温泉法」と「鉱泉分析法指針」がその拠り所となります。幾度か温泉法は改正され、鉱泉分析法指針は改訂されていますが、鉱泉分析法指針の「使い難さ」は変わっていません。

この温泉科学会には、行政といっても温泉の登録分析機関（いわゆる衛生研究所等）に勤務している技術系公務員が主として参加しており、温泉分析書の作成や温泉源保護のための調査研究等が

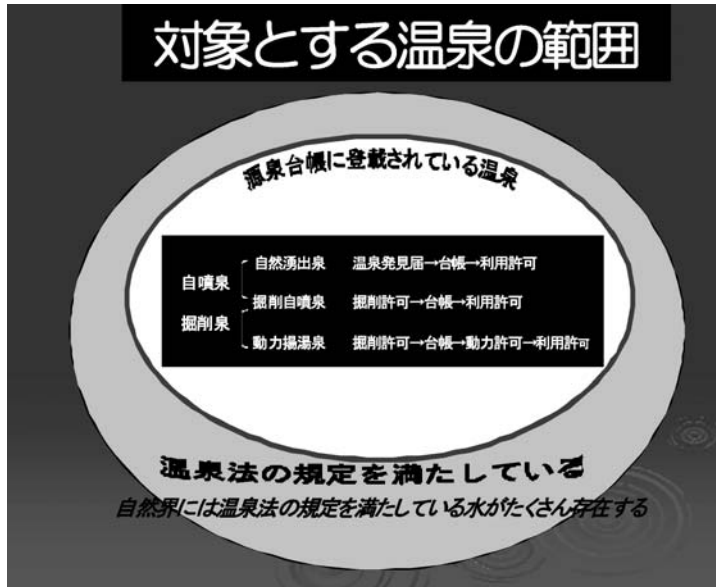


図 2 対象とする温泉の範囲

主な業務で、温泉法に基づいた許認可事務を実際に行っているわけではありません。技術系の温泉分析担当者にとってのバイブル的存在は「鉱泉分析法指針」であり、専門的に「鉱泉分析法指針」を片手に温泉分析書を作成してみると、理解し難い部分もあり、もっと分かり易い記述にして戴きたいと感じます。温泉法が制定されてから 60 年が経っている今、温泉法の施行に必要な事項を明記した新しい「指針」を是非作って戴きたいと思っています。

行政から温泉をみるといっても、温泉法で規定されている水（水蒸気を含む）だけが温泉であるということだけです。温泉法第 2 条別表に掲げられた値にわずかでも達しなければ温泉に該当せずという扱いになります。たとえば、水温だけで温泉に該当するか否かという水が在った場合、「24.9℃では温泉に該当せず」で「25.0℃では温泉に該当」となります。温泉を研究対象としてみれば 24.9℃の水も 25.0℃の水もほとんど同格です。ところで、行政からみれば 24.9℃の水に対して温泉法は懸かっていきませんので、温泉法で保護されることも、規制されることもありません。また、行政上の手続（例えば掘削の許可）がなされていなければ「温泉」として扱いません。自然界には温泉法の規定を満たしている水はたくさん存在します。そういった水を大学等の研究者は研究対象とするでしょうが、行政に籍を置く者は基本的には温泉源泉台帳に登録されている「温泉」を対象としています（図 2）。また、行政は開発ではなく、保護のための調査研究を行っているのが現状かと思えます。大学や民間の研究機関との大きな違いは、研究対象地域が限られているということです。例えば群馬県の職員は群馬県内の温泉を対象として業務を行っています。県境を越えてのサンプリングはほとんどありえません。隣接した県と共同研究等することができれば、また、温泉に対して新しい切り口の研究が可能かもしれません。個人所有の源泉が多い今日においては、行政に籍を置いていると、温泉源への立ち入りが容易であるというのがメリットです。

3. 独り歩きしている“温泉”

ところで、タイトルの“独り歩きしている温泉”の意味ですが、温泉は療養目的ではなく圧倒的に観光目的に利用されており、観光のキャッチフレーズに使用される温泉用語は温泉法とは異なっていることを見聞きます。観光庁が平成21年3月に公表した「日本人の観光旅行の状況に関する調査・分析等報告書」によりますと「旅行」と言えば「温泉」と回答した人の割合は70%となっています²⁾。温泉法の目的（温泉法第1条）が温泉源の保護に有ることは明らかなですが、多くの利用者が観光サイドから発信されている温泉情報にふれる機会が圧倒的に多く、温泉法が発信している情報は極めて少ないという状況は好ましくないと考えます。行政組織を見ても、温泉法を所管している部署と観光を担当している部署は異なっており、とても温泉に対して共通認識を持っているとは思えません（図3）。

また、温泉は民間信仰的な側面があります。温泉に対する信仰は“温泉法”とは関係なく独り歩きしていると常々感じております。あまりにも温泉に対する情報が溢れているために、また、口から口へと伝えられている文化があるために、正しい温泉情報を見極めるのは至難の業です。

特に、図1に示したように泉質名の表示方法は混乱しています。温泉分析書に記載されている泉質名の他に、掲示用の泉質名を別に決めたことが混乱の一因ともなっています。

4. 湧出量について

平成16年に発生した温泉不適正表示問題を教訓として平成17年に温泉法施行規則が改正され、掲示事項が見直されました。しかし、加水を行っている際の加水率が示されていないので、湧出量を知りたいという消費者のニーズがあります。また、温泉研究者にとっても定量的な研究に湧出量は不可欠です。実際、湧出量は入手が困難なデータとなっています。

〈現状〉

公共の温泉利用について、掲示する内容について義務付けられているものとして泉質、温度

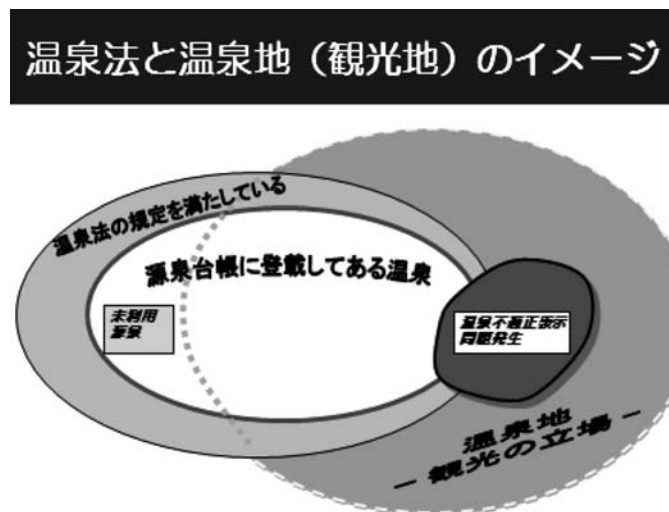


図3 温泉と観光地の関係のイメージ図

(源泉及び利用場所)、温泉の成分等々ありますが、湧出量については義務付けられていません(平成 19 年 10 月環境省発行のパンフレット「温泉法改正のあらまし」参照)。掲示されていない内容について知りたい場合は、個別に利用施設に問い合わせるか行政に情報開示請求するかどうかの選択ということになります。これは未利用源泉についても同様です。

都道府県では温泉源泉台帳(昭和 24 年 12 月 22 日、課長通知)が整備されており、湧出量の記載項目があります。ところがこの温泉源泉台帳は、源泉所有者(委任状可)のみが閲覧できます。湧出量は非開示項目です(理由としては、個人情報という解釈です)。

現状では、一般の方の源泉別の湧出量の把握は不可能に近い状況です。

湧出量の公表のためには、温泉法施行規則を改正して掲示内容に湧出量を記載するよう義務付ける方法が考えられます。

しかし、なぜ源泉別湧出量の公表が必要なのかという議論があります。消費者が必要としている情報は各温泉利用施設の使用量ではないでしょうか。消費者の一部は加水をしているという状況は把握できても、加水の割合が不明である現状の掲示内容に物足りなさを感じています。温度の掲示のように、源泉(湧出量)と各温泉利用施設(使用量)が併記できればベストかもしれません。但し、全国的には動力揚湯泉が 71% (平成 19 年度温泉利用状況「環境省」)を占めている現状では、都道府県から許可された揚湯量が公表資料の基礎データとなっており、温泉分析書に記載されている湧出量とは異なることがあります。湧出量が財産権に係わるために、公表にあたっては誤解のないように十分表現について統一することが必要となってきます。さらに、個別の源泉については湧出量に季節変動があること、許可された動力装置によっても揚湯量は変わることなど十分消費者に説明する必要があります。消費者に各温泉施設の使用量を公表することは、ベターと考えています。そして、研究者の立場からは源泉別の湧出量をオープンにしていだけたらと考えています。

5. 正確な情報の発信

あいまいな情報が流れているという状況を改善するためには、正しい温泉用語を温泉法を所管し

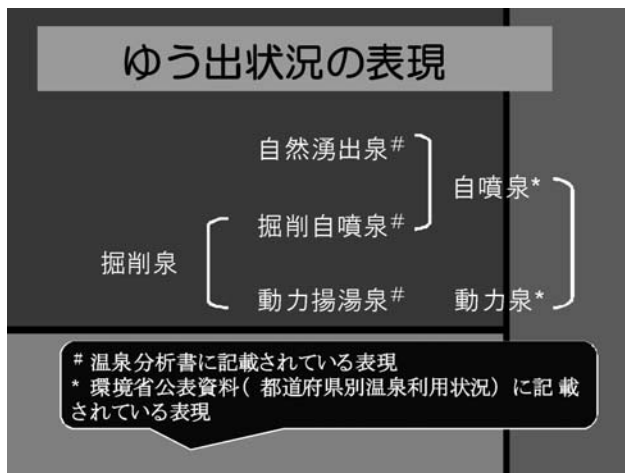


図 4 湧出状況の表現

ている行政が積極的に発信し続ければ、温泉に対して正確な理解を得ることが可能と思っています。

前述した「温泉」の定義にしてもそうですが、たとえば湧出状況の表現でも温泉分析書では、自然湧出泉、掘削自噴泉、動力揚湯泉と3分類で、環境省が公表している「都道府県別温泉利用状況」では自噴泉と動力泉の2分類となっています(図4)。自噴泉に自然湧出泉と掘削自噴泉が含まれていると多くの人々は理解しているでしょうか。

温泉法が温泉について「ゆりかごから墓場まで」をモットーに、温泉源の保護から温泉の表示(掲示)に至るまで積極的に指導していれば、平成16年に発生したような温泉不適正表示問題は未然に防げたはずで

す。泉質を初めとする温泉の表示を、あるいは温泉用語に対して積極的に行政が関わり続ければ“温泉法の下にある温泉”に近い姿になることも可能かと思われます。

引用文献

- 1) 「温泉表示に関する実態調査報告書」, 8頁, 平成15年7月31日, 公正取引委員会.
- 2) 「日本人の観光旅行の状況に関する調査・分析等報告書」, 35頁, 平成21年3月, 国土交通省観光庁.